

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年四月二十二日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十五号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和六十一年仙台市人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

現 行				改正後			
別表第一（第一条関係）				別表第一（第一条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
市長の事務 部局	[略]	[略]	[略]	市長の事務 部局	[略]	[略]	[略]
	北部発達相談支援センター	所長 [新設] 担当課長	四種		北部発達相談支援センター	所長 副所長 担当課長	四種
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一市長の事務部局北部発達相談支援センターの項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)